

2020年度 新潟市空き家活用リフォーム推進事業

③

用途別概要

2020年（令和2年）4月20日（月）から先着順で申請受付

福祉活動活用タイプ 共同生活援助（障がい者グループホーム）

手続きの際は、補助金交付要綱・要領及び用途別概要を必ずご確認ください。また、補助金の交付決定を受ける前に着手した工事は対象となりませんのでご注意ください。

1. 目的

障がい者が地域で居住することができる環境整備を図るとともに、定住による地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、空き家を活用した障がい者グループホームの整備を行う法人に、その費用の一部を補助します。

グループホームとは・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法）に規定する障がい者について、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談・入浴・排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う住居をいいます。

2. 補助率・補助上限額等

用途	補助率	補助上限額	
		耐震改修なし	耐震改修あり
共同生活援助 （障がい者グループホーム）	補助対象経費の1/2	100万円	200万円

3. 補助対象要件

補助対象となる空き家の要件

- 市内にあり、そのすべてが人の居住又は使用に供されていない建築物であること
- 建設工事の完了の日から起算して1年を経過したもの
- 対象工事実施後において、グループホームに供する部分以外の部分がある場合、床面積の過半がグループホームに供されていること（以下、併用住宅という）

申請者の要件

- 社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他法人格を有する団体であること
- 対象工事において「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」による補助金の交付を受けていない、または受ける予定がないこと
- 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び建築基準法、消防法、都市計画法その他関係法令について遵守すること
- 市税を完納していること
- 世帯を同一にする者を含めて、新潟市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、又は暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- 対象工事を行う空き家の申請者以外の所有者から、当補助事業の実施について、承諾を受けていること

3. 補助対象要件（続き）

補助対象となる工事の要件

- 空き家において実施するリフォーム工事で共同生活援助（障がい者グループホーム）に必要な部分の改修であるもの
- 補助対象経費の合計が10万円以上であること
- 建築基準法、消防法、その他関係法令に適合していること
- 一部改築、一部増築又は一部減築を含む場合、その範囲が既存の建物の床面積の2分の1を超えないこと
- 上記リフォーム工事と併せて行う所要の性能を確保するための耐震補強工事※
※昭和56年5月31日以前に建築され、必要な資格を有する建築士により所要の耐震性能を確保していないことが確認されたものに限り、また、新潟市木造住宅耐震改修工事等補助事業における耐震改修工事または、段階的耐震改修工事の補助を受けていない又は受ける予定がない場合に限り、

補助対象とならない経費

- ×消費税および地方消費税相当額
- ×共同生活援助（障がい者グループホーム）以外の用途で使用する部分に係るもの
- ×土地、建物の購入又は賃貸借に係るもの
- ×家具（カーテン及びブラインドを含み、造り付けのものを除く）、電化製品（エアコンを含む）、暖房器具及び照明器具等の備品に係るもの
- ×電信、電話及び通信等設備に係るもの（建物内の工事に係るものを除く）
- ×下水道接続及び浄化槽設置並びに雨水浸透ます及び雨水タンクの設置に係るもの
- ×消防用品（消火器など）及び防災用品の購入・設置に係るもの
- ×ハウスクリーニング、排水管清掃、シロアリ駆除、設計、工事監理及び申請手数料など、工事以外に係るもの
- ×市の他の助成事業と本事業の補助対象経費を重複して補助金交付を受けている、又は受ける予定のあるもの
- ×外構（バリアフリー化にかかるものを除く）、植栽（植樹、剪定など）及び居住の用に供さない別棟の建築物（車庫、物置、倉庫など）に係るもの
- ×太陽光発電システム、家庭用燃料電池及びペレットストーブの設置に係るもの

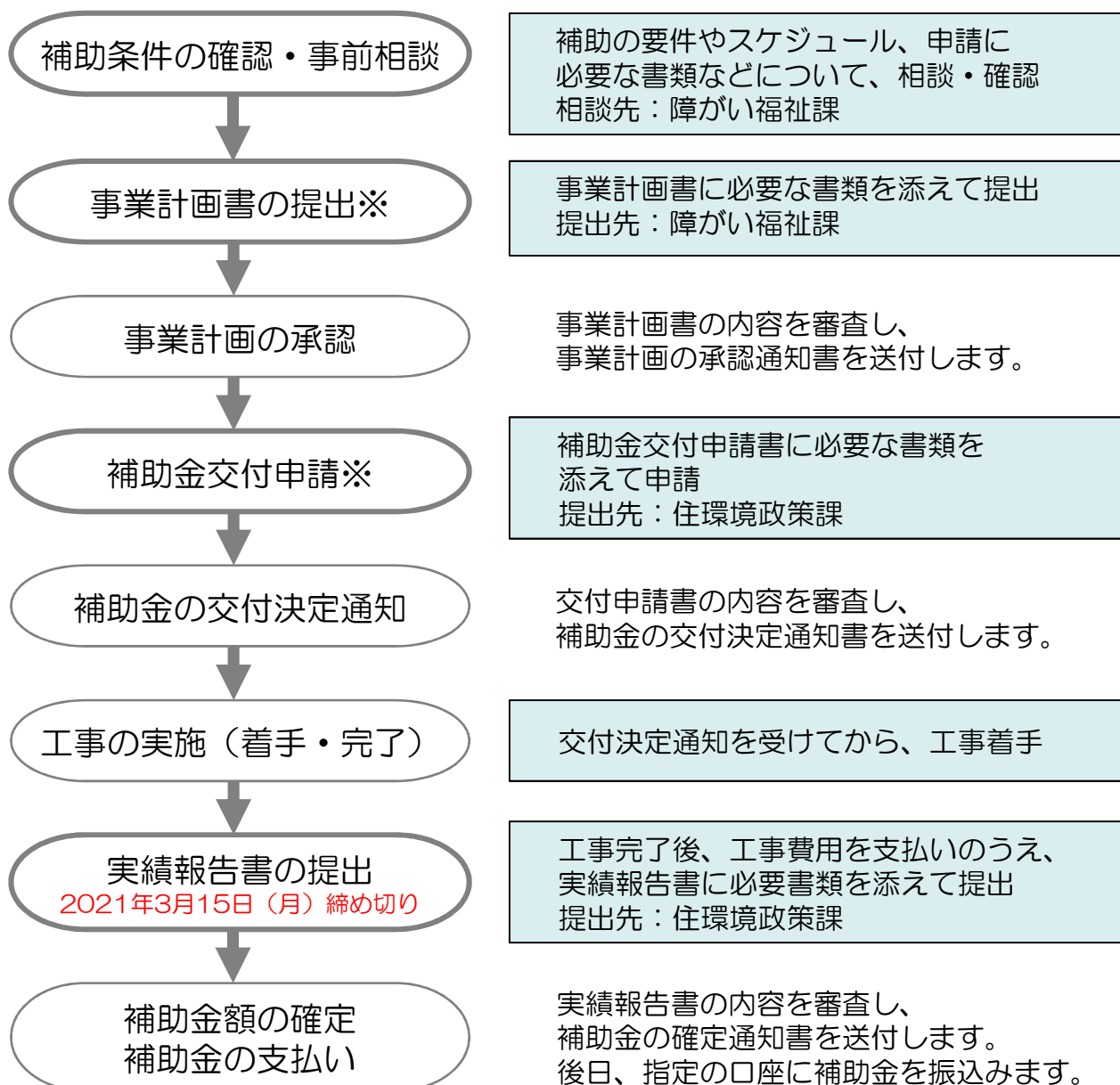
4. 手続きに必要な書類

事業計画書の提出時に必要な書類	提出先：障がい福祉課
<p>①事業計画書（別記様式第1号）</p> <p>②補助対象要件に関する確認書（要領別記様式第1号）</p> <p>③定款（障がい者総合支援法に基づく共同生活援助事業を実施する旨記載されているもの）</p> <p>④建物の位置図、平面図（各室ごとに室名及び面積を明記したもの）</p> <p>⑤従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表</p> <p>⑥管理者及びサービス管理責任者の経歴書</p> <p>⑦サービス管理責任者の実務経験証明書並びにサービス管理責任者研修（地域生活分野）及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）の修了証の写し</p> <p>⑧障がい者総合支援法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書</p> <p>⑨協力医療機関との契約の内容</p> <p>⑩施設等との連携体制及び支援の体制の概要</p> <p>（併用住宅の場合）</p> <p>⑪工事実施後のグループホームに供する部分の床面積及びそれ以外の部分の床面積が確認できる図面</p>	
補助金交付申請書の提出時に必要な書類	提出先：住環境政策課
<p>①補助金交付申請書（別記様式第3号）</p> <p>②対象工事に係る工事見積書（請負契約書）の内訳証明書（別記様式第3号の2）</p> <p>③対象工事を行う空き家の全景及び対象工事を行う場所の現況を示す写真（申請日前2週間以内に撮影されたものに限る。）</p> <p>（耐震改修を行う場合）</p> <p>④耐震改修計画書（別記様式第3号の3）、耐震改修に係る図面及び計算書</p> <p>（交付申請までに空き家を取得または賃借している場合）</p> <p>⑤土地、建物にかかる売買契約書又は賃貸借契約書の写し</p> <p>⑥土地、建物登記全部事項証明書</p> <p>（交付申請後実績報告までに空き家を取得または賃借する予定の場合）</p> <p>⑦土地、建物にかかる売買契約又は賃貸借契約を確約する書類（交付申請後、実績報告の前までに、⑥、⑦を提出する必要があります。）</p> <p>（増築・減築・改築を伴う場合）</p> <p>⑧工事実施前・後の既存部分・増築（又は減築・改築）部分の面積が確認できる図面</p>	
実績報告書の提出時に必要な書類	提出先：住環境政策課
<p>①実績報告書（別記様式第9号）</p> <p>②対象工事に要した費用の領収書の写し</p> <p>③対象工事に係る工事請負契約書の写し</p> <p>④対象工事が行われた状況が確認できる写真</p> <p>⑤指定通知書（障がい者総合支援法に規定する共同生活援助にかかるもの）</p> <p>（事業計画又は交付申請の内容に軽微な変更があった場合）</p> <p>⑥変更の内容が確認できる書類</p> <p>（耐震改修を行った場合）</p> <p>⑦耐震改修工事証明書（別記様式第9号の2）及び耐震改修工事の工事写真</p> <p>（対象工事の実施にあたって建築確認申請が必要な場合）</p> <p>⑧建築基準法第6条第4項に規定する確認済証の写し</p>	

5. 手続きの流れ

○手続きの流れとしては、下記の通りとなります。

…申請者の行う手続き



※建築物の用途変更を伴う場合、建築基準法に基づく用途変更の手続きが必要となる場合がありますので、あらかじめ関係機関（建築行政課、消防局等）にご相談ください。事業計画書及び補助金交付申請書の提出後、内容に変更が発生した場合は、すみやかに担当課へご相談ください。（変更の手続きが必要な場合があります。）

5. お問い合わせ

事前相談・事業計画書の受付
新潟市 福祉部 障がい福祉課

新潟市中央区学校町通1-602-1
新潟市役所 本庁舎 本館1階
・025-226-1237

制度の概要・補助金交付申請の受付
新潟市 建築部 住環境政策課

新潟市中央区学校町通1-602-1
新潟市役所 本庁舎 分館5階
・025-226-2815

申請様式・要綱・要領のダウンロードなど
詳細情報は、新潟市ホームページ内で

空き家活用

検索